

別表（第2条関係）

補助事業名	地域における患者情報共有システム充実事業		
補助事業の目的	ITを活用した医療機関間の更なる情報連携を支援するため、患者情報共有システムの向上を図る。		
補助事業の対象となる者	患者情報共有システムの運営を行う団体、又は患者情報共有システムに加入・運営を行う医療機関		
補助事業の対象となる経費	患者情報共有システムにて情報公開を行うために必要となるデータサーバー等の整備にかかる費用及び電子カルテシステムとの接続に要する費用であつて、知事が必要と認めるもの		
補助率	1/2以内		
補助金の額	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。</p> <p>(1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。</p> <table border="1" data-bbox="486 1361 1310 1458"> <tr> <td data-bbox="486 1361 678 1458">基準額</td> <td data-bbox="678 1361 1310 1458">1医療機関あたり10,000,000円</td> </tr> </table>	基準額	1医療機関あたり10,000,000円
基準額	1医療機関あたり10,000,000円		
適用除外する項目	—		
その他	<p>補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする</p> <p>1 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部、又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>2 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p>		

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 補助事業計画書(別紙1-1)、補助金所要額調(別紙1-2) ※ 収支予算書を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略」と記載する。
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額に増額が生じない経費の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業計画の目的を変更しない変更
	(添付書類) 交付申請時の添付書類に準じるものとする。
	(指定期日) 別途通知する日
第9条第1項	(報告事項等) 必要が生じたときに、別途通知する。
第11条	(添付書類) 補助事業実績報告書(別紙2-1)、補助金精算額調(別紙2-2) ※ 収支決算書を省略する場合は、「補助事業実績報告書 別記省略」と記載する。
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(2008(平成20)年7月11日厚生労働省告示第384号)に基づくものとする。 ただし、承認の対象となる財産は、30万円以上とする。